

登録商標「常陸牛」使用許諾要領

制定 令和3年7月13日
茨城県常陸牛振興協会

公益社団法人茨城県畜産協会（以下、協会という）が商標権を所有し、茨城県常陸牛振興協会（以下「常陸牛協会」という）が通常使用権の許諾を受けている「常陸牛」登録商標（以下「商標」という）を第三者へ再度、許諾することについて、次の通り定める。

1 目的

- (1) 常陸牛協会が商標の使用を許諾する場合の手続きの適正化を図ることを目的とする。
商標の態様及び商標登録番号：「常陸牛」（第29類、登録番号第2055050号）
- (2) 商標使用許諾に伴う権利義務関係に関する取決内容を定める。

2 対象

常陸牛協会が商標使用を許諾する相手先（以下「使用者」という）は、以下いずれかの者とする。

- (1) 常陸牛の生産・販売の実績、あるいは計画がある者
- (2) 常陸牛に理解があり、銘柄促進の効果が期待される者
- (3) 常陸牛協会が認める者

3 許諾の内容

- (1) 許諾する権利は、通常使用権とする。
- (2) 使用の区域は、使用者の事業区域内を原則とし、事業区域を超える場合は、その範囲を限定できるものとする。
- (3) 本商標をイラストで使用する場合は、添付の常陸牛ロゴマークの使用を基本とする。それ以外のイラストの使用については、別途協議とする。
- (4) 使用とは次の行為をいい、役務における使用もこれに準ずるものとする。
 - ①販売を目的とした使用の場合
 - ア. 商標を商品、又は商品の包装に使用すること。
 - イ. 商標を商品、又は商品の包装に付したものを譲渡、引渡し、譲渡もしくは引渡しのために展示すること。
 - ウ. 商標を広告・定価表、又は、取引書類に付しての展示や、又は頒布すること。
 - ②宣伝広告・PR活動を目的とした使用の場合
 - ア. 常陸牛の消費拡大・食育啓蒙等、常陸牛協会の趣旨に合った使用を行うこと。

- (5) 商標使用許諾申込の際、使用目的、使用期間、広報物やイベントの内容、イラスト等を明記すること。
- (6) 本商標のイラスト（常陸牛ロゴマーク）については、第三者の加工処理による二次使用を禁止する。
- (7) 使用者による転貸は予め指定された相手先に限るものとする。

4 使用者の義務

- (1) 関係法規を遵守するとともに、商標の機能を損ない権利の喪失を招くことのないよう努めるものとする
- (2) 商品の出所の誤認・混同等を生じないよう商標と共に使用者等の表示を行うこととする。
- (3) 使用許諾を受けた商標に類似した商標の使用又は出願をしないものとし、又、常陸牛協会の承認なく商標の使用態様を変更しないものとする。
- (4) 第三者が商標を侵害し、又は、侵害しようとしている事実を発見した場合直ちに常陸牛協会に通知するものとする。
- (5) 第三者との係争、審判、訴訟等について常陸牛協会に協力して対処し、具体的措置の方法、費用の負担等についてはその都度両者協議して決定するものとする。
- (6) 登録商標について、その旨の表示に努めるものとする。
- (7) 常陸牛協会が指定商品の内容・規格を統一する場合は、これに従うものとする。
- (8) 使用者自身、又は、商標を付した指定商品の瑕疵により、第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、常陸牛協会に迷惑を及ぼさないよう処理するものとする。
- (9) 商標使用許諾の条件に違反し、常陸牛協会に催告を受けた日から 30 日を過ぎても是正しない場合は、許諾期間中であっても使用の差止めに従わなければならないものとする。
- (10) 使用期間終了後は、使用許諾を受けていた商標を使用しないものとし、当該商標を付した商品の残部については常陸牛協会の指示に従うものとする。

5 許諾の手続き

- (1) 使用許諾を受けようとする取引業者は、「様式 1」に従い、「商標使用許諾申込書」を作成し、常陸牛協会に申込を行う。
- (2) 申込を受けた常陸牛協会は、内容を審査のうえ、本要領に適合すると認めた申込について許諾の旨、回答するとともに、「様式 2」の「商標使用許諾証」を発行する。
- (3) 許諾を受けた商標の使用を中断しようとする場合は、予め常陸牛協会に通知する。
- (4) 許諾にあたっては、総合的に判断し、許諾を認めない場合がある。

6 使用期間

3年間を限度とする。使用期間満了時に引き続き商標使用の継続を希望する場合は、再度許諾の手続きを行うこととし、以降も同様とする。

7 報 告

常陸牛協会は、使用許諾契約書第10条に基づき、使用許諾した取引業者等から、実施した内容（パッケージデザイン・数量等）について様式3により、報告を求めるものとする。

8 許諾の解消

使用者が、常陸牛協会の使用差止めに応じない場合、又は、常陸牛協会に甚大な迷惑を及ぼした場合は、許諾を解消する。

9 使用料

対価は原則として無償とするが、常陸牛協会が必要と認めた場合は、使用者は協議に応じるものとする。

附 則

- 1 この要領の制定・改廃及び疑義解釈は、常陸牛協会が決定する。
- 2 この要領は、令和3年7月13日から施行する。